船舶	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四条から第十九条までの適用を受ける鋼船　総トン数が二千トン未満のもの	十四	
	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船（他の項に掲げるものを除く。）	九	
	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船	七	
航空機	ヘリコプター	五	
車両	特殊自動車（自走式作業用機械を含まない。）　消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車	五	
	モータースィーパー及び除雪車	四	
	タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゅう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの	三	
	小型車（じんかい車及びし尿車にあっては積載量が二トン以下、その他のものにあっては総排気量が二リットル以下のものをいう。）　その他のもの	四	
	運送事業用の車両（前掲のものを除く。）　乗合自動車	五	
	前掲のもの以外のもの　自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）　小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。）　その他のもの　貨物自動車　ダンプ式のもの	四	
	その他のもの	四	
	報道通信用のもの	五	
	その他のもの	五	
	二輪又は三輪自動車	六	
	その他のもの	三	
	自走能力を有するもの	七	
	その他のもの	四	
工具	測定工具　開発研究用のもの	五	四